

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目。

産業廃棄物は市の処理施設に搬入はできません。処理の方法はP.7の表を参照してください。

●産業廃棄物の種類

すべての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 (合成繊維、合成ゴムなどを含む) ⑦ゴムくず(天然ゴムくずに限る) ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出される業種が限定されるもの	⑬紙くず(建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など) ⑭木くず(建設業、木材製造業、木製品製造業など。貨物流通用のパレットなど) ⑮繊維くず(建設業、繊維工業に係る天然繊維) ⑯動植物性残さ(食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業) ⑰動物性固形不要物(と畜場、食鳥処理場) ⑱動物のふん尿(畜産業) ⑲動物の死体(畜産業)
⑳上記①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

●産業廃棄物引渡し時にマニフェストの交付が義務付けられています。

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	管理番号	交付担当者	氏名
事業者(排出者)	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	事業場	名称
産業廃棄物	種類(普通/特別)	数量(及び単位)	備考	産業廃棄物の名称	有害物質等
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)	最終処分場所	氏名又は名称	住所 〒	電話番号
最終処分者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	最終処分場所	氏名又は名称
運搬委託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	最終処分場所	氏名又は名称
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号	(委託契約書記載の場所)にあっては委託契約書記載の番号	最終処分年月日	最終処分数量	最終処分数量

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

事業者は、許可業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、許可業者に対して産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付するか、電子マニフェストへの登録を行うことが義務付けられています。

産業廃棄物の処理等は、産業廃棄物収集運搬業許可業者、神奈川県または(公社)神奈川県産業資源循環協会へお問い合わせください。

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
(TEL: 045-210-1111)

(公社) 神奈川県産業資源循環協会
(TEL: 045-681-2989)